



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑪ ●

総合事業について

## 平成28年3月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が実施されます

### 《介護予防・日常生活支援総合事業とは》

単身世帯の増加などにより、支援を必要とする軽度の高齢者が増加し、生活支援の必要性が高まっているなか、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などの多様な生活支援・介護予防サービスを提供する仕組み。

通称「総合事業」と呼ばれます。

総合事業を実施することで、要支援認定者は、要介護認定を受けずに通所サービス（デイサービス）と訪問サービス（ホームヘルプサービス）を利用できます。

基本チェックリストという簡易テストにより判定されます。

基本チェックリストの該当者は、「事業対象者」という認定がつき、被保険者証にも記載されます。

ただし、福祉用具貸与（購入）、住宅改修、ショートステイなど、通所介護と訪問介護以外のサービスには要介護認定が必要です。

申請・認定方法が変わるのに伴い、要支援認定者および総合事業対象者の利用するサービスが以下のとおり変わります。

■介護予防通所介護 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス

■介護予防訪問介護 ⇒ 介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービス

当面は、今までと同様のサービスを受けることとなります。今後、利用者のニーズや自立支援に特化した黒潮町独自のサービスへ移行される予定です。

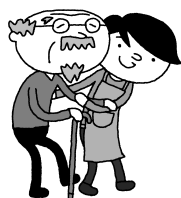
### 《将来、総合事業で想定されるサービス》

体の調子が悪くてごみ出しが大変



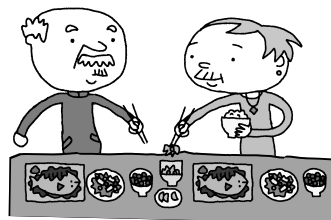
ご近所の支え合いの中で、ごみ出しのお手伝いをしていたくこともできます。

スーパーは遠いし、足も悪くなって買い物やご飯の支度に困っています。



有償ボランティアによる家事支援の利用はどうですか？

独りで食事するのは寂しく、食が進まない



近所の方を誘ってランチ会への参加はありますか？料理の腕をふるうのも歓迎です！

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)